

第15条 甲は、使用者が指定期限までに料金を支払わないときは、料金の納入を督促するものとし、条例第34条の規定に基づき給水停止の処分をすることができるものとする。

2 甲は、前項の給水停止の処分にもかかわらず使用者が料金を支払わないときは、乙から当該料金を徴収することができる。

3 共同使用メーターの水道使用に係る料金の支払がない場合は、乙が支払うものとする。

(その他)

第16条 この契約に定めのない事項については、条例、規程、要綱その他関係法令の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 安城市桜町18番23号
安城市水道事業
安城市長 三星元人

乙

中高層集合住宅の各戸検針及び水道料金徴収に関する取扱契約書(直読式)

安城市水道事業安城市長(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、中高層集合住宅の各戸検針及び水道料金徴収に関する取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき、中高層集合住宅における各戸検針及び水道料金徴収に関する取扱いについて、次のとおり契約を締結する。

(契約の対象)

第1条 この契約が対象とする中高層集合住宅は、次のとおりとする。

(1) 名称

(2) 設置場所

安城市 町

(契約成立の要件)

第2条 乙は、この契約を成立するために、当該中高層集合住宅において要綱に基づく次の要件を具備していなければならない。

(1) 乙が設置する給水装置又は導水装置(以下「給・導水装置」という。)により給水を受ける中高層集合住宅であること。この場合において、当該集合住宅が、店舗、事務所その他の非住宅部分(住宅部分とは別系統の給水装置となっているものを除く。)を含まない住居専用のものであること。

(2) 乙は、給・導水装置の工事計画及び設計に当たっては、甲が定める中高層集合住宅(直読式)における各戸メーター設置基準に従い、事前に図面等を提出し、甲と協議すること。

(3) 乙は、給・導水装置の工事施行に当たっては、設計図書を提出し、甲の承認を受けること。

(4) 分譲の中高層集合住宅の場合は、所有者全戸の同意が得られていること。

(5) 乙は、当該中高層集合住宅で玄関等にオートロック装置を設置する場合は、甲が行う検針、開閉栓その他点検等に支障がないよう必要な措置を講じること。

(6) 乙は、設置する各戸メーター及び共同使用メーター(以下「各戸メーター等」という。)の口径を甲が別に定めるもの以下の口径とし、使用者の支払う基本料金が過大にならないように配慮すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認める要件を備えたものであること。

(各戸メーター等の取扱い等)

第3条 甲は、乙に各戸メーター等を貸与するものとし、各戸メーター等の設置に係る工事は、乙が行わなければならない。

2 乙は、前項の規定により貸与された各戸メーター等を適正に管理しなければ

ならない。

3 乙が、前項の管理義務を怠ったために各戸メーター等を亡失、又は破損したときは、その損害額を弁償しなければならない。

(契約の期間)

第4条 この契約期間は、乙からの解約の申出がない限り、自動的に継続するものとする。

(契約の解除)

第5条 甲又は乙は、いずれか一方の意思表示により、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が安城市水道事業給水条例（昭和42年条例第4号。以下「条例」という。）、安城市水道事業給水条例施行規程（以下「規程」という。）、要綱及びこの契約の規定を遵守せず、又はこれらの規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解除するものとする。

3 甲は、この契約を解除したことにより乙又は使用者において損害が生じてもその責めを負わない。

4 要綱の規定による方式の変更に係る申請があり、変更後の方式による各戸検針契約が締結された場合においては、乙から変更前の方式による各戸検針契約について解除の申出があったものとみなす。

5 契約が解除されたときは、乙は、各戸メーター等を甲に速やかに返納しなければならない。

(契約の周知)

第6条 乙は、使用者にこの契約の内容を周知徹底しなければならない。

(紛争の処理)

第7条 各戸検針及び水道料金徴収の取扱いに関し、甲の行う事務以外の事項について使用者から苦情その他異議の申立てがあったときは、乙は自らの責任において解決しなければならない。

(給・導水装置の管理責任)

第8条 乙は、受水槽の清掃など導水装置の水質保持、給・導水装置の維持管理を自己の責任及び費用負担において実施しなければならない。

2 乙は、給・導水装置の増設、改造等の工事を施行する場合は、甲と事前に協議し、その承認を得なければならない。

(立入検査)

第9条 甲は、必要と認めるときは、給・導水装置について立入検査を行うことができる。

2 前項の立入検査の結果に基づく甲の指示事項について、乙は速やかに改善等の措置を講じなければならない。

(オートロック装置の対応)

第10条 乙は、当該集合住宅の玄関等にオートロック装置を設置する場合、甲が行う検針、開閉栓その他点検等に支障がないよう甲に対して次のいずれかの対応措置を講じなければならない。

(1) オートロック装置の解錠対応

ア 暗証番号方式 暗証番号の告知

イ 鍵方式 鍵の引き渡し

ウ 管理人方式 点検等時、直ちに解錠できる管理人の氏名等の告知

(2) オートロック装置の解錠方法の変更

前号の場合において暗証番号、鍵等が変わったとき、乙は遅滞なく甲に対応できる方法を告知又は引渡ししなければならない。

(給水の開始等の届出)

第11条 乙は、使用者が給水を開始し、若しくは中止するとき又は使用者の氏名若しくは住所変更があったときは、その旨を速やかに甲に届け出なければならない。

(検針)

第12条 甲は、親メーター及び各戸メーター等の検針を行い、使用水量を使用者又は乙に通知する。

2 甲は、各戸メーター等の故障等により正常な検針結果が得られないときは、使用者の使用の状況を勘案して、当該期間中の使用水量を認定するものとする。

(水道料金の徴収)

第13条 甲は、水道料金（以下「料金」という。）を使用者から徴収しようとするときは、2か月ごとに検針して使用者ごとの使用水量を計算し、条例第25条の規定により算定した料金を使用者に請求するものとする。

2 親メーターの使用水量から各戸メーター等の使用水量の合計を差し引いた差（以下「差水量」という。）が親メーターの使用水量の8パーセントを超えたときは、差水量から親メーターの使用水量に8パーセントを乗じて得た使用水量を差し引いた残りの使用水量に条例第25条第1項に規定する水量料金の表中一般用の料金最高額を乗じて得た額に、消費税率と地方消費税率を合わせた率を乗じて計算した額を乙が支払うものとする。

3 受水槽の清掃に使用した水量料金は、親メーターにより計算した水量に条例第25条第1項に規定する水量料金の表中一般用の料金最高額を乗じて得た額に、消費税率と地方消費税率を合わせた率を乗じて計算した額を乙が支払うものとする。

(料金の納入方法)

第14条 使用者及び乙は、原則として料金の納入を安城市水道事業の収納取扱金融機関の口座振替により行うものとする。

(料金未納の措置)